

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 59)

納税地		法第 号
法人名		平成 年 月 日
代表者名	殿	

税務署長  
財務事務官

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名	
資産、設備の種類	変更しようとする償却方法	承認・却下の区分

この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に  
税務署長  
国税局長  
に対して異議申立てをすることができます。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 54)

納税地		法第 号
法人名		平成 年 月 日
代表者名	殿	

税務署長  
財務事務官

記

資産、設備の種類	変更しようとする償却方法	承認・却下の区分

この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に  
税務署長  
国税局長  
に対して異議申立てをすることができます。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 59)

減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書

1 使用目的

「減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書」(法1314)は、減価償却資産の償却方法の変更承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の文字を、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の文字を抹消する。
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の 国税局長」 表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、この欄を抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便により送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 54)

減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書

1 使用目的

「減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書」(法1314)は、減価償却資産の償却方法の変更承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

各欄の記載は、次によるほか「減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下決議書」の記載要領に準じて行う。

項 目	内 容
本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の文字を、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の文字を抹消する。
(新 設)	
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の 国税局長」 表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合は、この欄を抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便により送付する。